

米軍再編に係る訓練移転（共同訓練）について

平成19年1月11日
防衛施設庁

- 1 米軍再編に係る訓練移転については、昨年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、日米間で訓練移転実施のための措置について協議を行ってきましたが、本日（1月11日）、日米合同委員会において、次のとおり合意しました。

【日米合同委員会合意概要】

(1) 共同訓練計画

- ① 年度の訓練回数等は、日米間で協議し、前年度の1月を目途に公表する。
- ② 個々の共同訓練に関する訓練期日等の訓練概要については、決まり次第、関係自治体等に対し通知する。

(2) 経費負担

訓練移転の目的が、二国間の相互運用性を向上させる必要性に従うとともに、米軍飛行場における訓練活動の地元に対する影響を軽減することであることに鑑み、日米両政府が訓練移転に係る経費を適切な割合で分担する。

（日米間の負担割合：日本側約3／4、米側約1／4）

(3) 共同訓練回数

訓練移転先となる自衛隊施設^{注1)}における、共同訓練回数を制限（年4回）した日米合同委員会合意を撤廃する（三沢飛行場を除く。）。

- 2 また、平成18年度の訓練移転については、嘉手納飛行場の訓練活動に伴う地元負担を早期に軽減するため、本年3月を目途に、まずは嘉手納飛行場から本土の適切な自衛隊施設への移転訓練^{注2)}を実施する考えであり、現在、移転先となる自衛隊施設等について米側と調整中です。

注1) 移転先の対象となる自衛隊施設は、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の6施設。

注2) 1回につき1～5機の米軍機が1～7日間参加する小規模訓練となる予定。